

認定制度のご案内

「徳島市CO2削減チャレンジ事業所」

認定事業所 募集中！

将来を担う世代に元気な地球を残していくため、
CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる活動に積極的に
チャレンジしてくださる事業所を「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所」として認定し、
その活動を広く周知することで徳島市における脱炭素社会の実現を目指します。

募集期間

申請開始

令和6年9月25日(水)

申請終了

令和6年10月25日(金)



対象事業所

徳島市内に所在する学校・企業・団体等。（支店、営業所等を含みます。）

認定期間

認定日から2年を経過した日の属する月の末日。

（認定期間満了後、継続して取組みを行っていただける場合には、更新することができます。）

取組内容

温室効果ガスの排出削減につながる取組みを幅広く対象とします。

（具体的な取組内容はチェックシートから選ぶことができます。）

申請～取組みチャレンジの流れ

申請

- ① 申請様式（申請書、チャレンジ宣言書、チェックシート）を市ホームページからダウンロードしてください。
- ② チェックシートに記載の取組項目から、取組みたいものを評価点の合計が20点以上になるようにチェックしてください。
（チェックシートにない独自の取組みは自由に追加記入してください。）
- ③ 取組内容を決定したら、申請書、チャレンジ宣言書を作成し、チェックシートとあわせて市に提出してください。



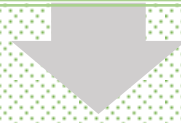
認定

- ① 市が申請を受付・審査します。
- ② 適当と認められた場合、認定証を交付します。
- ③ 認定された事業所については、市ホームページ等で広く市民の皆様へ周知いたします。



認定後

- ① チャレンジ宣言書に基づき、取組みを実践してください。
- ② 認定日から1年後及び2年後に取組状況を市に報告してください。



表彰

認定期間中、温室効果ガスの排出削減に貢献した事業所を表彰し、市ホームページ等で公表します。

問い合わせ先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市環境部 環境保全課 TEL:088-621-5213

E-mail: kankyo_hozen@city-tokushima.i-tokushima.jp

徳島市トップページ→暮らし・手続き→環境・衛生→地球温暖化対策→
→「徳島市CO2削減チャレンジ事業所」を募集しています

